

平成28年度 第3回湯梨浜町泊地域小さな拠点検討協議会議

日 時 平成28年10月21日（月） 18時30分～
場 所 湯梨浜町中央公民館泊分館 2階大会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 泊地域の問題点への戦略について・・・資料1

4. 「小さな拠点推進事業」、「小さな拠点施設整備事業」の今後の取組みについて
「誰（何）に対し、何をすればよいか」とりまとめ、方針決定

5. その他

6. 閉 会

湯梨浜町泊地域小さな拠点検討協議会委員名簿

任期：平成28年8月10日～平成30年8月9日（2年間）

敬称略

	区分	役職	氏名	備考
1	産 鳥取県漁業協同組合 泊支所	組合員	朝日田 卓朗	
2	産 湯梨浜町商工会	副会長	石沼 友	副会長
3	産 鳥取中央農業協同組合 泊支所	泊支所金融共済課 兼 ふれあい推進課長	岩本 馨	
4	福 社会福祉法人 湯梨浜町社会福祉協議会	事務局長	山田 志伸	
5	金 株式会社山陰合同銀行 泊出張所	出張所長	鷲野 星夫	
6	公募		田嶋 昭彦	
7	公募		遠藤 公章	会長
8	公募		渡邊 由佳	
9	公募		中原 政喜	
10	公募		石井 美佳代	
11	公募		坂田 克	

	湯梨浜町	副町長（地方創生担当）	山根 孝幸	
	湯梨浜町みらい創造室	室長	岩崎 正一郎	事務局
	湯梨浜町みらい創造室	町民協働担当主事	谷岡 雅也	事務局

平成28年11月

泊地域小さな拠点検討協議会

1. 人口増の戦略（人口を増やすためにはどうすればいいか）

区分	誰に（何に）対し	何をしたらよいか
産業	農業、漁業希望者	<ul style="list-style-type: none"> 各従事者への体験など素人でも気軽にノウハウを習得できる仕組みをつくる。 住み込みや賃貸など生活するための場を提供する。 古い慣習を見直し、多様なニーズに対応できるようにする。 農業、漁業就業支援のPRの充実。泊独特の特典をもうける。
	若い人（もどってもらうために）	<ul style="list-style-type: none"> 就職先を探す。（ハローワークの仕事）
	後継者のいない農業、漁業、商工業者	<ul style="list-style-type: none"> 後継者候補を募集し、斡旋する。
	J A、行政	<ul style="list-style-type: none"> （J Aに相談）異業種参入の支援・営農組合の拡大や農地レンタル制度の整備等による労働力の創出と集約。
	行政、事業主	<ul style="list-style-type: none"> 泊地域在住者の雇用や地場産品の開発、販売について優遇するような施策をつくる。
	漁業施設	<ul style="list-style-type: none"> 港を、漁業従事者としての漁港機能と娯楽のための船舶所有者のためのマリーナ機能を分けて、より多様なニーズに対応する。
	耕作放棄地	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地を一般の人に開放し、家庭菜園として利用してもらう。
空き家 空き土地	店舗	<ul style="list-style-type: none"> チャレンジショップのような敷居の低い店舗が集まったショッピングモールをつくる。 ハワイ夢マートのような生産者（事業主）が直接介入できる物産館をつくる。 ※店舗を集約することにより、人が集まる。買い物が楽になる。観光地化できる。 ※集まった個人事業主でまとまって移動販売などをすれば高齢者対策にもなるかも。
	県内外の人	<ul style="list-style-type: none"> 現在の泊地域の空き家の実態を掌握し、賃貸、売却可能な空き家をPRする。
	空き家所有者	<ul style="list-style-type: none"> その物件を手放しやすくし、移住希望者に斡旋する。 現物の調査とアンケート作業を継続。
	未管理物件の不在地主・移住定住者	<ul style="list-style-type: none"> 宅地、山林、農地の無償譲渡の斡旋、仲介 ※空き家、空き土地有償であれば買い手が付きにくい物件でも無償であれば成立するのでは？
住宅、造成	区長さんとか（区内で）	<ul style="list-style-type: none"> 空き家を聞き、持ち主に相談してみる。（総会とかで区民にきいてみてもいい）
	泊に所縁があつて、住みたい人	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅を建てる。 住宅用地をつくる。

	移住、定住者	・町有地造成 候補地隣接地権者へも意見を伺い、賛同得られなければ単独・小規模でもよいので早く進める。実績が上がればその他地権者も前向きに考えてもらえる材料になる。
	泊地域内に新規住宅を建築する人	・借入利息の助成をする。(日吉津村の例)
	高齢者	・高齢者に特化した賃貸住宅の建設とそれに係るコミュニティの形成
	区長さんとか(区内で)	・住宅が建てられる土地がないか聞く。(総会とかで区民にみいてみてもいい)
教育	園児、生徒	こども園、泊小学校において特色のある教育を実施し、差別化を図る。(例：高度な英語教育など。)
	小学生、高齢者	・学校以外で子供が集まる場を複数づくり、地域の高齢者などに見てもらおう。(例えば、各地区の集会所を使ってその地区の高齢者が管理者になって、子供の宿題を見たり、高齢者と遊んだり。)
	子供をもつ親	・泊地区の園児・小学生限定で7～19時位で希望者全員を保育または預かり。 ・泊地区の中学・高校生限定の町営学習塾。
	高校生以下の子供	・一人当たり児童手当月額2万円 ※18歳まで生活すると地元への愛着が醸成される。
	学校、施設	・泊の自然や人を活用した課外授業を増やし、他校とは違った特色をもった小学校にする。 ・泊小学校の特色をよりPRする。 ・旧村内へ児童養護施設を誘致。
	学生	中学生、高校生
	県外の学校に進学された人	・地元就職先の情報提供と斡旋。
	行政	・学校(分校)・福祉養護関連施設・学生寮の誘致や里親制度の企画。
人を呼び込む	出来るだけ多くの人(県内外、町内外)	・水産資源を生かしたイベント。 ・カキ小屋、食堂など。 ・ゆりはま大漁まつりのようなイベントを定期的で開催する。 ・アウトレットモール等大型ショッピングモールの誘致。 ※交流人口が増えると同時に利便性が上がり移住者増につながる。
	山陰の住民	・多世代が楽しめるアミューズメントパーク「ラウンドワン」(山陰初)を誘致。 ※施設を誘致することにより、周辺に店舗ができるなど賑わいを創出し、利便性を上げ居住環境が整ってくることで移住者増につながる。 ※グラウンド・ゴルフ、マリンスポーツとのコラボレーション。

	倉吉市ほか周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・大きなイベントは負担が大きいので魚釣り場として整備する。①港のトイレ駐車場を整備して他海浜公園的にする。②漁協さんとか港湾の事業先で釣具・釣餌などを販売。③釣果情報を中部の釣具屋に配信する。
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・お金がかからないけど人が集まる施設（公園、釣り場、観光ストリートなど）の周りにお金の落ちる施設（店舗、飲食店、宿泊施設など）をつくる。 ・人が留まるための施設（遊び、休憩、飲食店）を増やす。 ・泊の特産や自然を活用した施設とそれに関連する専門店舗（例えば、グラウンドゴルフ、魚釣り、ウォーキング、マリンスポーツなど）などの充実。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・泊ブランドを考える。 ・泊カフェ（週末だけとか）

2. 高齢者のための戦略（お年寄りがこれからも喜ばしていけるにはどうすればいいか）

区分	誰に（何に）対し	何をしたらよいか
買い物	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗を集約する。（移動距離を少なくすることにより体力的な負担を減らす） ・個人事業主がまとまって移動販売車を運営する。 ・交代制にして、買い物に一緒に行く。 ・買い物店舗をつくる。（生協方式、町営など）
	買い物難民の方	<ul style="list-style-type: none"> ・小さな拠点事業で建設される複合施設内に売店を公設民営で設置する。
	地元小売店	<ul style="list-style-type: none"> ・町が店舗の継続と充実について地元の小売店とどうしたらいいか承継問題含めてコンビニ出店・町営店舗などの可能性など話し合いする。
福祉	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設と保育施設を融合する。
	独居老人	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け集合住宅の建設（独居老人、親族ともに安心）
	近所の人たち	<ul style="list-style-type: none"> ・声かけをする。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・今のまま、内容が充実していけばよい。
医療	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関（医院）の確保。
	地域内医院、歯科医	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関継続のために支援する。 ・町が現在の意思と承継者の有無や引退時期など将来のことをきちんと話し合い医療サービスが途絶えないよう早めに対策をたてる。
生きがい	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者だからこそ持っている知識や技術（ノウハウ）を次の世代に引き継げられる場を提供する。 ・生きがい、やりがいのある場や事業を提供する。 ・若い人との交流の場をつくる。
交通（バス）	エリア内住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズは少なくとも、子供の支援が得られない人には必要 車両コンパクト化などして維持する。存続のために利用促進をエリア内住民へアピールする。
その他	泊内の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・不便と感じる事をアンケート調査

3. その他の意見

※泊地域をどのような地域にしたいのか（コンセプト、イメージ）

※全国の事例をもっと調べて参考にしたい

※小さな拠点の中に

- ・高齢者や単身世帯の方のための、惣菜を売ったり、ほか弁屋が併設された店舗（コンビニ）をつくる。
- ・インターネットが使えない方のために、ネットスーパーの取り次ぎをするコーナー。
- ・体が不自由な高齢者のために、（押し売りにならない程度に）登録制の御用聞き（買い物代行を）併設する。
- ・羽合地区児童の泊小学校への転入を受け入れることを機に、羽合や東郷地区の児童や親が泊地区の住民と交流がもてるスペース。
- ・小さな拠点のなかに住民が参画できるまちづくり会社を作り、人口増の戦略はそこで企画を考える。泊の中高生にも参画してもらおう。（野外フェス、特産品コンペ、地藏盆オープン相撲大会、牡蠣養殖会社、村民運動会復活、温泉の掘削事業など）

海に暮らし、まちで暮らす。鳥取県でいちばん小さい村、日吉津村。



検索

村民の方へ

VILLAGER

事業者の方へ

COMPANY

観光情報

SIGHTSEEING

[▲ トップページ](#) > [移住・定住](#) > [新築住宅建設借入利息助成](#)

新築住宅建設借入利息助成

日吉津村新築住宅建設借入利息助成事業

日吉津村では、平成27年度4月1日に「日吉津村新築住宅建設借入利息助成事業」を施行しました。住宅建築の促進及び若年層の転入増加による人口と税収の増加を目的として行う助成事業です。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月1日以降に新築の専用住宅を取得した場合 ・転入または村内住宅から転居して、直前の住所地と隣接しない敷地内に一戸専用住宅を新築した方 ・施主が、平成27年4月1日現在で40歳未満の方 ・床面積50平方メートル以上の新築の専用住宅の取得であること ・税金の滞納がないこと 以上、すべての要件を満たす方
助成額等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該新築専用住宅購入のために借入した資金の現年度分の利息に対し、3年間、30万円を限度として助成します。 ・土地の購入費に係る借入利息については、家屋の完成時から遡って2年以内に購入した場合に限り算入します。
受付	平成27年4月1日～平成29年3月31日

○担当窓口：総務課協働推進室（0859-27-5954）

住み慣れた地域で暮らし続けるために
～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの事例～ より 抜粋

島根県雲南市掛合町波多地区 波多コミュニティ協議会「はたマーケット」

【地区の概要・課題】

- ・波多地区は、島根県のほぼ中央、雲南市の南西端に位置する山あいの地区である。現在は国道54号から約4km入ったところに位置するが、以前は宿場町として発展していた。
- ・人口は約350人、151世帯、高齢化率は5割で、人口減少・高齢化により活力が低迷していた。

【きっかけ】

- ・昭和57年に、波多小学校区で波多コミュニティ協議会を結成した。平成19年度末に小学校が廃校となったことを受け、翌年度から「彩りプロジェクト」として、ワークショップ形式で集落点検を行い、イベントを展開しつつ、計画の検討を進めていった。

【組織づくり、取組概要】

- ・計画では、防災対策、地域内交通、買い物支援、交流事業、廃校となったプールでのホンモロコの養殖など、様々な事業アイデアが出され、これらはコミュニティ協議会「彩プロジェクト」を中心に、住民が協力し合って、実現されていった。
- ・平成26年3月に、地区で唯一の個人商店が閉店となり、高齢者等の買い物が不便となった。市から、過疎地向け店舗（マイクロスーパー）を展開している全日食チェーンの紹介を受け、協議会が店舗運営について検討・協議を開始した。
- ・同年10月に、ふるさと島根定住財団の助成金や融資、地区住民などからの寄付金などを基に、交流センター（旧波多小学校）内に店舗「はたマーケット」を開設し運営を始めた。

【活動拠点】

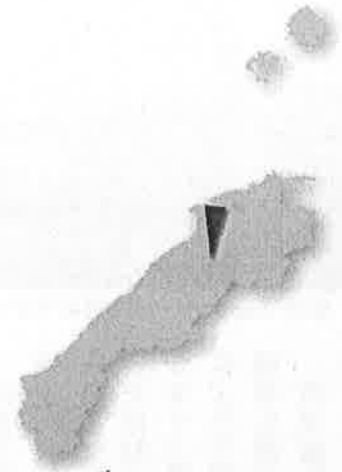
- ・当初、波多公民館が拠点であったが、平成19年度末の旧波多小学校（平成4年度建設）の廃校に伴い、「波多交流センター」として拠点を移して活動している。

【取組成果】

- ・全日食チェーンにより、店舗には生鮮品や加工品、日用品など約800品目が常時備わっており、酒類販売も行っている。
- ・店舗の隣に喫茶スペースを用意したことで、地域住民同士や来訪者との交流が進んでいる。
- ・協議会が所有する有償運送用の自動車が高齢者等を送迎することで、利用者増を図っている。（買い物した人は無料。）

【苦勞した点・成功のポイント】

- ・全日食チェーンのPOSレジシステムの導入により、豊富な品ぞろえと売れ筋商品の調達を図り、効率化をしている。



ワークショップの風景



「はたマーケット」の様子



喫茶スペース



波多交流センター内で運営するマーケット

雲南市波多地区は、昭和57年に「波多コミュニティ協議会」を設立し、平成20年度から県の支援を受けて「波多いろどりプロジェクト」を結成。地域住民全員に聞き取りを行っ

て作成した地域ビジョンを元に、取り組みを進めています。平成26年に地区唯一の商店が閉じたため、買い物支援策としてマーケットの運営を始めました。生鮮食品や日用品など650品目に及ぶ商品の管理・調達は全日食チェーンへの加盟で効率化。活動拠点の波多交流センター（旧波多小学校）に店を開き、職員が店員を兼務しています。波多コミュニティ協議会の山中満寿夫会長は「住民の利便性を考えて毎日営業しようと、固定経費や人件費が抑制できる方法を考えた」と話します。車を持たない高齢者のために、自宅からマーケットまで無料送迎車も運行しています。防災体制の整備にも力を注ぎ、避難に支援を必要とする人ごとにサポートする人を割り振って、年1回の避

波多地区の取り組み

「波多いろどりプロジェクト」結成（平成20年）
「中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業」（県事業：平成20～22年度）

全住民を対象にヒアリングを実施

防災体制の整備

防災マップや要支援者ファイルの作成
避難訓練の実施など

買い物・交通対策

波多マーケット運営
地域内交通「たすけ愛号」の運行

地域産業振興

温泉施設、キャンプ場の指定管理事業

自然を生かした交流促進

市内児童を対象とした自然体験合宿

「みんなで」「前向きに」「無理をせず」「楽しんで」をキーワードに、思いやりを持って助け合い、安心して暮らしていける地域づくりを目指す

難訓練を実施。実践的な活動は、住民相互の一体感にもつながりました。また、近隣には温泉施設やキャンプ場があり、その指定管理者となることで産業振興や雇用創出を図っています。



地域内交通「たすけ愛号」

フォトまね
県政広報誌 平成28年10月8日抜粋

地域主体で マーケット運営

●波多コミュニティ協議会（雲南市）

地区データ

該当エリア／雲南市
掛合町波多

人口／337人

高齢化率／49.6%
（平成28年4月時点）



指定管理を受けて運営する波多温泉「満壽の湯」

湯梨浜町 移住定住ガイドブックの 抜粋

私たちにできるお手伝い 移住定住者向けの支援制度 一覧表

項目	区分	制度概要
農業	就農応援	新規就農者の就農初期の経営基盤（機械・施設等）整備及び運転資金負担軽減を図るため、機器・施設の整備費用補助（3年間・限度額1,200万円）や運転資金助成（3年間・限度額246万円）を実施。
	就農奨励金	就農3年以内の対象者（45歳以上65歳未満）に対し、定額（30万円）を助成
	新規就農者住宅家賃補助	町外から転入する新規就農者（18歳以上65歳未満）が賃貸住宅に住む場合、その家賃の一部を助成。
	狩猟免許取得支援	新規に猟銃・わな猟の免許取得を行った人に対し、その全額を補助。また鳥取県内に出猟する際に必要な経費（登録手数料等）の3分の2を補助。
住宅	空き家物件情報	空き家情報バンクを設置し、移住定住希望者に情報提供する。また、空き家登録があれば宅建協会の協力を得て物件の調査とあっ旋を行う。
	住宅補助	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家改修費助成 移住定住希望者に空き家を提供する人に対し、改修費の一部を助成（限度額：移住者が県外者20万円・移住者が町外者10万円） ○田舎暮らし体験施設整備費助成 民間事業者等が移住定住希望者向けに田舎暮らし体験施設を整備する費用に対して助成（限度額：100万円） ○移住定住者住宅整備費助成 県外からの移住定住希望者が、町内の土地に住宅を整備する費用や改修する費用に対して助成（【新築・購入】限度額：100万円。ただし、土地開発公社の分譲地に住宅を整備する場合は限度額：200万円【改修】限度額：50万円） ○若者夫婦・子育て世代への住宅取得費助成 どちらかが35歳以下の夫婦、または中学生以下の子ども2人以上養育する世帯が行う住宅取得費用の一部を助成。（限度額：50万円。ただし、土地開発公社の分譲地に住宅を整備する場合は限度額：100万円） ○三世代同居世帯等住宅整備費助成 新たに三世代同居等を目的として住宅の新築、購入、増改築及びリフォームする費用に対して助成（限度額：50万円） ○住宅等取得仲介手数料助成 住宅の購入や住宅用地の取得に要した仲介手数料の一部を助成（限度額：13万円）
	住宅耐震化助成	住宅の耐震化費用に対して助成（耐震診断：無料もしくは限度額74,160円、耐震設計：限度額16万円、耐震改修：限度額100万円）
	住宅支援	旧雇用促進住宅を町営住宅（はわい長瀬団地）として有効活用し、若者の定住を促進。
	住宅譲渡	定住促進のため、県から譲渡を受けた住宅を入居者に売り渡す。
	企業応援	町内で事業を営む法人又は個人が一定額以上の設備投資を行った場合、新たに賦課される固定資産税相当額を上限とする奨励金を交付（3年度・各年度上限1,000万円）
	チャレンジショップ支援	空き店舗を活用して飲食業、小売業などを開業する場合にその賃借料の一部を補助（月5万円以内、最長1年間）。
	企業参入支援	農業参入する企業が農業経営の初期段階の円滑な経営の推進を図るための機械・施設の整備費等を補助。
	運転免許取得助成	県外からの移住者が自動車運転免許を取得した場合、取得費用の一部を助成（限度額：15万円）
	出産祝い	第3子以降の児童の保護者に5万円を支給。
特別医療費助成	高校卒業までの子どもに対し、医療費の一部を助成。	
各種助成	予防接種	高齢者インフルエンザ予防接種費の助成（1,840円）、障がい者インフルエンザ予防接種費の助成（1,500円）、高齢者肺炎球菌予防接種費の一部助成（4,900円）、子宮頸がん予防ワクチン接種費の全額助成。児童生徒インフルエンザ予防接種費の助成（1,500円）
	保育料軽減	同時入所にかかわらず第3子以降の児童は無料、第2子は軽減。第1子と第2子の同時入所の場合、低所得（年収360万円未満）世帯に属する第2子を無料。
	入学祝い	小学校に入学する第3子以降の児童の保護者に3万円を支給。
	卒業祝い金	中学校を卒業する第3子以降の児童の保護者に3万円を支給。
	乳幼児予防接種	乳幼児の予防接種費の一部助成。インフルエンザ（1回1,500円、2回まで3,000円）、おたふく（上限3,000円）、ロタウイルス（1回4,000円、ワクチンの種類に応じて2回又は3回）
	不妊治療費助成	年度内の回数無制限。特定不妊治療、体外受精、不育症治療について助成を行う。 ※県制度の交付決定を受けている者
	妊婦健診等	妊婦健診（標準14回）の費用を全額公費負担、1箇月児の家庭訪問指導（育児相談支援）、妊婦の歯科健診費の全額公費負担。
	通学補助	湯梨浜町遠距離通学児童又は生徒に係る通学費補助金交付規程により助成（遠距離通学児童に定期代実費等）
	少人数学級編成	小学校1・2年生は30人学級、その他の学年は33人学級で編成。中学校1年生は33人学級、その他の学年は35人学級で編成。
	その他	奨学金
奨学金助成		県内で人材不足に悩む特定の業種に就職し、町に定住する若者の奨学金返還額の一部を助成。 （無利子の奨学金：返還額の1/6、有利子の奨学金：返還額の1/8）
就学助成		町就学援助制度により学習費の一部、修学旅行費の実費などを助成。
子育て支援		<ul style="list-style-type: none"> 定住対策・子育て支援策として、低額な保育料を設定。 生後8週間を超えて1歳6カ月になるまでの乳幼児を家庭で保育する父母や祖父母に対し、月3万円を支給。ただし、育児休業給付金を受けていないなど要件があります。 ファミリーサポートセンター・放課後児童クラブの設置。チャイルドシートの無料貸し付け。子育て支援センターの開設。3歳未満の児童を養育している世帯にゴミ袋（50枚）を無料配付。
縁結び支援員		結婚を望む男女の出会いを創出する縁結び支援員を募集して、活動の支援を行う。
田舎暮らし体験		ゆりはま暮らし体験ボランティアとして、ボランティアに従事する県外者の宿泊費を負担。
IJリタンの推進		都市圏での移住定住相談会に参加し、移住定住者の呼び込みを図る。
介護予防	介護予防事業（筋力向上トレーニング事業・ミニデーサービス事業・元気力アップ教室・温泉トレーニング事業・食の自立支援事業・介護予防講演会）の実施	

※それぞれの補助制度・助成制度には、交付に際して要件があります。

仕事の情報・支援制度

●ゆりはまで農業

農業を始めるには、準備が大切です。しっかり調べて、焦らず相談して、一緒に考えましょう。

まずご相談ください。

相談窓口 湯梨浜町産業振興課 電話 0858-35-5384

①まずは体験制度の活用をお勧めします。

農業体験制度概要

研修の種類	内容	実施主体
就農体験研修	栽培、畜産の農作業体験	鳥取県立農業大学校
農業視察研修	農家、農業生産法人の視察（日帰り、1泊2日）	公益財団法人
農家視察訪問研修	先進農家等の視察訪問、農作業体験、個別相談等	鳥取県農業農村担い手育成機構

※研修の日程・募集については実施機関にお問い合わせください。

鳥取県立農業大学校

〒682-0402 倉吉市関金町大鳥居1238

電話 0858-45-2411 FAX 0858-45-2412

(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構

〈鳥取本部〉

〒680-0011 鳥取市東町1丁目271 (県庁第二庁舎)

電話 0857-26-8349 FAX 0857-29-4867

ホームページ <http://www.t-agri.com>

E-mail tomiya@t-agri.com

〈米子本部〉

〒683-0054 米子市花町1丁目160 (西部総合事務所)

電話 0859-31-9644 FAX 0859-35-0198

E-mail kashima@t-agri.com

②その後は研修にチャレンジ

研修制度概要

研修の種類	内容	実施主体
アグリチャレンジ研修	公共職業訓練として、4カ月間、農業の基礎知識のほか、実践に活かせる基本技能を習得	鳥取県産業人材育成センター倉吉校 (訓練場所は鳥取県立農業大学校)
先進農家実践研修	アグリチャレンジ研修終了者のうち、自営就農をめざす者が、1年間指導農家のもとで実践農業技術、経営ノウハウを習得	鳥取県立農業大学校
スキルアップ研修	主として農業後継者が、就農品目について、一連の管理作業を自力で行う「プレ経営」を体験	鳥取県立農業大学校
鳥取へIJU! アグリスタート研修事業	集合研修：経営者としての心構え、農村での暮らし、農業の基礎等必須事項の習得 実務研修：研修指導農家での実践農業技術、経営ノウハウの習得	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
青年就農給付金（準備型）	農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修（研修期間中、年間150万円を給付）	鳥取県立農業大学校 県が認定する研修機関
親元就農促進支援交付金	認定農業者等の後継者が親の経営に従事しながら農業技術を習得（研修期間中、月10万円を給付）	親（3親等以内の親族を含む）

※青年就農給付金（準備型）を受けて農業大学校の先進農家実践研修、12カ月プレ経営研修を受講することが可能です。

※青年就農給付金（準備型）は、研修終了後1年以内に原則45歳未満で就農しなかった場合、返還が必要です。

◎いよいよ起業 各種助成制度の活用を

事業名	事業の内容	事業費・実施期間
青年就農給付金（経営開始型）	各地域で作成される「人・農地プラン」に、今後の中心となる経営体として位置づけられた原則45歳未満の新規就農者に対し、就農直後の所得確保を支援する給付金を給付	年間最大150万円 (最大5年間)
就農応援交付金	認定新規就農者に対し、就農初期に係る運転資金、基盤整備費等に活用できる交付金を交付 上限額 1年目10万円/月 2年目6.5万円/月 3年目4万円/月	上限246万円 (3年間)
就農条件整備事業	農協または公社が認定新規就農者に対し、就農時に必要な機械・施設を貸与するために整備する場合または認定新規就農者自ら就農時に必要な機械・施設を整備する場合に助成	上限1,200万円 就農時から3年以内 (65歳未満)
就農・くらしアドバイザー設置事業	Iターン者等の新規就農者に対し、農業経営、農村生活に対する身近な相談役として就農・くらしアドバイザーを設置	就農後 おおむね1年以内
担い手ステップアップ支援事業	担い手農家（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）とともに担い手農家候補者になり得る中高年層、中規模農家に対して支援。	①就農奨励金 就農3年以内の対象者に対し定額30万円 支援対象者：準認定新規就農者 ②新規就農者住宅家賃補助 町外から転入する就農者が賃貸住宅に住む場合、その家賃の一部を助成 上限2万円、最大1年間 補助率1/2以内 支援対象者：認定新規就農者、準新規就農者 ③中古機械導入補助 中古機械の導入費用の一部を助成 補助率 1/3以内 認定農業者、認定新規就農者 10万円～50万円 準認定農業者、準認定新規就農者 10万円～30万円 ④農業機械修理補助 農業機械の修理修繕に要する経費の一部を助成 補助率1/3以内 集落営農組織 5万円～30万円 その他対象者 5万円～25万円 支援対象者：認定農業者、認定新規就農者、準認定農業者、準認定新規就農者、集落営農組織

※認定新規就農者・準認定農業者・準認定新規就農者の要件、就農応援交付金・就農条件整備事業の交付額、交付期間等については相談窓口へお問い合わせください。

※青年就農給付金（経営開始型）と就農応援交付金の二重受給はできません。それぞれの給付要件については相談窓口へお問い合わせください。

●ゆりはまで起業

空き店舗を活用した開業を支援

「湯梨浜町チャレンジショップ支援奨励金」

地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業者等を支援するため、町内の空き店舗で新たにお店を開こうとする方を対象に空き店舗へ入居する場合の賃借料（住居部分を含む）の一部を奨励金として交付します。

相談窓口 湯梨浜町産業振興課 電話 0858-35-5384

●鳥取県で就職

スマホ・携帯・パソコンで求人情報をゲット!

就職支援情報……とっとり仕事★定住人材バンクシステム

鳥取県に就職したい、帰りたいという方ならどなたでも登録OK

相談窓口 公益財団法人 ふるさと鳥取県定住機構 電話 0857-24-4740



応援します この町で子育て

湯梨浜町は子育て支援制度が充実

相談・支援のワンストップ拠点となる子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産から入学まで切れ目のない支援を目指しています。

①妊娠前

不妊治療費助成

年度内の回数は無制限です。特定不妊治療、人工授精、不育症治療について助成を行います。
※県制度の交付決定を受けている方が対象です。

②妊娠が分かったら

母子手帳の交付を受けましょう

心配ごとはこの町の保健師に相談。
経験豊富な保健師が出産、育児をサポートします。

妊婦健診・妊婦歯科健診制度

それぞれ無料で健診を受けることができます。

③出産したら

新生児訪問から育児のサポートやお母さんのケア開始

おおむね1カ月以内に保健師が新生児訪問に伺います。産後ケアとしてホームヘルパー派遣制度があります。
乳幼児健診で発達の遅れや病気の早期発見を行っています。

(個別健診：3～4カ月、9～10カ月、集団健診：6カ月、1歳6カ月、3歳、5歳)

その他、むし歯予防教室や離乳食講習会も開催。

子育て支援センターに行ってみましょう。友達づくりと情報交換ができます。

子育て支援センターでは、こども園・保育園に入園していない町内在住の子どもとその養育者に交流と遊びの場を提供しています。保育士・保健師・管理栄養士等の専門相談により、より充実した子育てをサポートします。

原則、予約不要で無料です。(行事によっては必要な場合あり)

④保育への支援も充実

全国的にも低額な保育料

保育料は概ね国の基準の4割～6割です。多子世帯への経済的支援も充実しています。

家庭保育への支援

生後8週間を超えて1歳6カ月になるまでの乳幼児を家庭で保育する父母や祖父母に対し、月3万円を支給します。ただし、育児休業給付金を受けていないなど要件があります。

⑤多子世帯への支援

第3子以降の出産、小学校入学、中学校卒業時に祝金をそれぞれ、5万円、3万円、3万円を支給します。

⑥子育てと就労の両立支援

休日や子どもが病気になった時でも、安心して子どもを預けられる休日保育事業、病児・病後児事業を実施しています。急用時に預かってもらえるファミリーサポートセンター事業もあります。

⑦その他、チャイルドシートの無料貸し出しや、予防接種への助成制度もあります。

子育てや家庭問題への相談体制も充実

「ゆりはますこやかライン」を開設しています

湯梨浜町では、子育て・児童虐待・DV相談専用電話として「ゆりはますこやかライン」を開設しています。

電話 0858-35-4456 (夜間・休日も対応)

次代を担う大切な子どもたちを、この町ではみんなで見守っていきます。

相談窓口 湯梨浜町子育て支援課 電話 0858-35-5321

自然の中で健やかに育つ

この町の学校・こども園・保育園 情報

それぞれの学校やこども園等で「田舎じゃなければできない体験」「地域の方とのふれ合い」体験を通じて、子どもたちの豊かな人間性を育む保育・教育を目指しています。

充実した設備と自然に恵まれた立地。子どもたちはこの町の自然の中で、学び・遊び・大きくなっていきます。

小学校・中学校・高等学校

(町立学校)

■羽合(はわい)小学校 湯梨浜町はわい長瀬535番地

■泊(とまり)小学校 湯梨浜町泊280番地

■東郷(とうごう)小学校 湯梨浜町小鹿谷820番地

■北浜(ほくめい)中学校 湯梨浜町田後745番地

■東郷(とうごう)中学校 湯梨浜町久見110番地

※平成31年4月 新設中学校開校予定

(私立学校)

■湯梨浜学園中学校・高等学校(中高一貫教育) 湯梨浜町田畑32番地1



この町の学校は

少人数できめ細やかな教育!

小学校1・2年生は30人学級、その他の学年は33人学級で編成。中学校1年生は33人学級、その他の学年は35人学級で編成。

認定こども園・保育園

(町立認定こども園)

はわいこども園 定員：160人 湯梨浜町光吉107番地1

たじりこども園 定員：120人 湯梨浜町田後781番地2

ながせこども園 定員：140人 湯梨浜町はわい長瀬544番地

あさひこども園 定員：100人 湯梨浜町泊1175番地7

わかばこども園 定員：60人 湯梨浜町宇谷606番地1

とうごうこども園 定員：130人 湯梨浜町門田3番地

まつざきこども園 定員：60人 湯梨浜町中興寺192番地1

(私立保育園)

太養保育園 定員：40人 湯梨浜町方地511番地1



この町の認定こども園・保育園は

★待機児童0人!

★全国的にも低額な保育料!

①第3子以降の保育料無料

②第2子の保育料軽減

③第1子と第2子の同時入所で低所得者世帯は、第2子の保育料無料

住宅情報・支援制度

都市部に比べて住居費が安価なのも田舎暮らしの利点です。

湯梨浜町では、空き家情報バンクや補助金の交付で、この町での住宅取得を支援しています。

空き家情報バンク制度

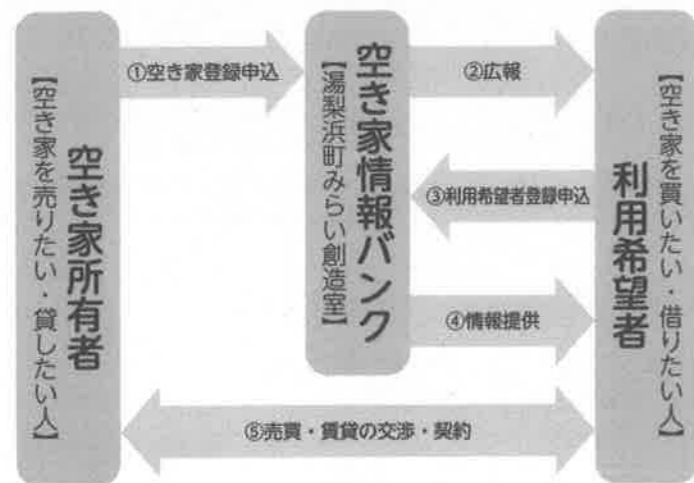
湯梨浜町は、定住による地域活性化と空き家の有効活用のため、「空き家を貸したい方・売りたい方」と、「空き家を借りたい方、買いたい方」とのマッチングをおこなう「空き家情報バンク」を運営しています。

制度の内容・空き家情報については町HPをご覧ください。

HP <http://www.yurihama.jp/page.cgi?p=6207>



空き家情報バンクのイメージ



移住定住者住宅支援事業補助金 相談窓口 湯梨浜町みらい創造室 電話 0858-35-5313

湯梨浜町は住宅を整備する移住定住者・若者夫婦・子育て世代・三世帯同居を支援します。

【助成内容】

移住定住者住宅支援事業補助金

対象……新しく移住する方、鳥取県外から移住して6カ月以内の方

住宅の整備内容	移り住む人数	整備費に対する補助率	補助金上限
新築（購入）	1人	5/100	50万円
	2人以上	10/100	100万円
改修	—	5/100	50万円
町土地開発公社分譲地に新築	1人	10/100	200万円
	2人以上	20/100	200万円

若者夫婦・子育て世代住宅支援事業補助金

対象……どちらかが35歳以下の夫婦、または中学生以下の子ども2人以上を養育する世帯

住宅の整備内容	整備費に対する補助率	補助金上限
新築（購入）	5/100	50万円
町土地開発公社分譲地に新築	10/100	100万円

三世帯同居世帯等支援事業補助金

対象……新たな三世帯同居等として町内に居住する方

住宅の整備内容	整備費に対する補助率	補助金上限
新築（購入）、改修	5/100	50万円

移住者運転免許取得支援補助金 相談窓口 湯梨浜町みらい創造室 電話 0858-35-5313

湯梨浜町は県外からの移住者が自動車運転免許を取得した場合、取得費用の一部を補助します。

【助成内容】

対象……新しく移住する方、湯梨浜町に移住して6カ月以内の方、鳥取県外に5年以上住んでいた方で65歳以下の方

補助対象となる経費	対象経費に対する補助率	補助金上限
普通自動車運転免許取得に要する教習機関経費（入学金、教習料及び検定料など免許交付等に係る経費）	1/2	15万円

住宅等取得仲介手数料補助金 相談窓口 湯梨浜町みらい創造室 電話 0858-35-5313

住宅の購入や住宅用地の取得に要した仲介手数料の一部を補助します。

【助成内容】

対象……補助金の交付を受けてから5年以上定住しようとする方

補助対象となる経費	対象経費に対する補助率	補助金上限
宅地建物取引業者に支払った仲介手数料	1/3	13万円

震災に強いまちづくり促進事業（住宅・建築物の耐震化支援制度） 相談窓口 湯梨浜町建設水道課 電話 0858-35-5314

湯梨浜町は、震災に強いまちづくりを推進するため、町内の住宅・建築物の耐震化を支援します。

【助成内容】

無料で受けられる耐震診断や、耐震改修工事に対する100万円補助などがあります。

詳しくは町HPをご覧ください。

HP <http://www.yurihama.jp/page.cgi?p=3686>

湯梨浜町土地開発公社 分譲地情報 相談窓口 湯梨浜町企画課 電話 0858-35-5311

お求めやすい価格で分譲地をご提供します。

湯梨浜町土地開発公社

HP <http://www.yurihama.jp/kousha/index.htm>

・磯坪（いそなぎ）団地 坪単価 約27,776円～

区画面積 136.74㎡～569.47㎡ 分譲地価格1,244,334円～5,182,177円

・橋津（はしづ）団地 坪単価 約69,421円

区画面積 293.77～300.87㎡ 分譲地価格6,169,170円～6,318,270円

鳥取県の真ん中で海のある暮らし。鳥取県東部・西部へのアクセスも良好。

その他にも支援があります。



湯梨浜町の支援

1 担い手ステップアップ支援事業

湯梨浜町では、担い手農家（認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織）とともに担い手候補者になり得る中規模農家等に対して支援します。

【対象となる担い手】

- ① 認定農業者
意欲と能力のある農業者で、5年後の経営目標の達成に向けた計画書を作成し、法律に基づいて町の認定を受けた人
【目標農業所得】 概ね380万円
- ② 認定新規就農者
新たに農業を始めようとする18歳から45歳までの人や、特定の知識・技術を持つ65歳未満の人で、営農開始から5年後の経営目標の達成に向けた計画書を作成し、法律に基づいて町の認定を受けた人
【目標農業所得】 概ね300万円
- ③ 準認定農業者
5年後の経営目標を認定農業者の7割の水準に設定している農業者で、町が独自に認定した人
【目標農業所得】 概ね270万円
- ④ 準認定新規就農者
5年後の経営目標を認定新規就農者の7割の水準に設定している45歳以上65歳未満の人で、町が独自に認定した人
【目標農業所得】 概ね210万円
- ⑤ 集落営農組織
規約があり、複数人で組織された、共同販売経理を行っている営農団体。

支援メニュー	内容	補助率 (補助上限額)	対象者
(1) 就農奨励金	就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に対し支援。(1回限り)	定額30万円	④
(2) 新規就農者住宅家賃補助	町外から転入する対象者が賃貸住宅に住む場合、その家賃の一部を最大1年間助成。	1/2以内 (2万円/月)	②、④
(3) 中古農業機械の導入補助	中古機械の導入に要する費用(30万円以上)の一部を助成。	1/3以内 (①②50万円、 ③④30万円)	①~④
(4) 農業機械修理補助	農業機械の修理に要する経費(15万円以上)の一部を助成。	1/3以内 (①~④25万円、 ⑤30万円)	①~⑤

2 農地の確保をお手伝いします

馴染みのない地域で農地を探すことは簡単なことではありません。また、農地を買ったり、借りたりする場合、農業委員会の許可が必要です。
湯梨浜町農業委員会では、農地の確保に向けたお手伝いをしますので、条件にあう農地と一緒に探しましょう！



農地中間管理事業を活用しましょう！

担い手農家が地域の農地を集積・集約化する場合、農地中間管理事業が活用できます。農地中間管理事業を活用すると、農地の出し手に対しては協力金として、農地の借り手に対しては手続きの簡素化や農地集積などのメリットがあります。
※詳しくは、湯梨浜町産業振興課へお問い合わせください。

3 その他の支援策

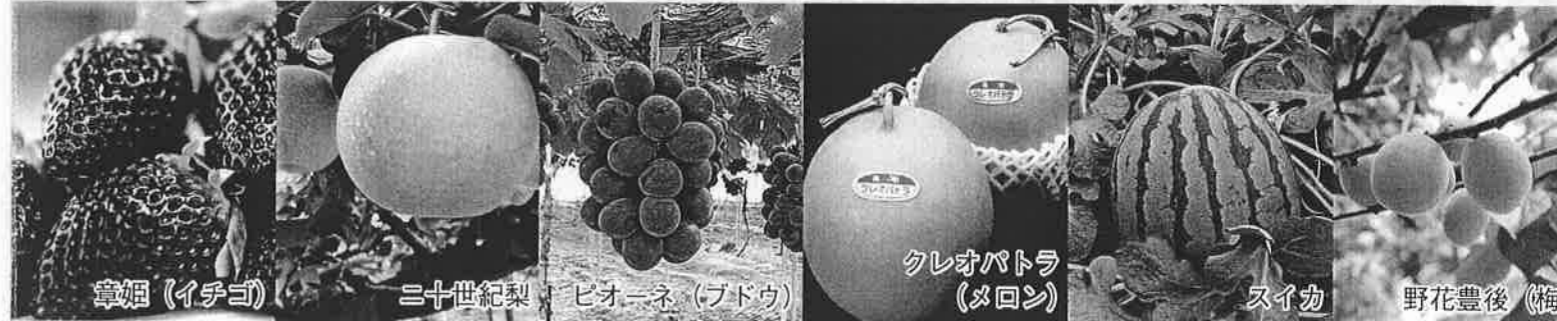
- 移住定住者住宅支援事業補助金
住宅を整備する移住定住者、若者夫婦、子育て世代、三世同居を支援します。(担当：みらい創造室)
- 移住者運転免許取得支援補助金
県外からの移住者が自動車運転免許を取得した場合、取得費用の一部を補助します。(担当：みらい創造室)
- 狩猟免許取得助成事業
湯梨浜町在住者が狩猟免許の取得、更新及び狩猟者登録に必要な経費を助成します。

湯梨浜町役場問合せ先

〒682-0723
鳥取県東伯郡湯梨浜町久留19番地1
(産業振興課) TEL 0858-35-5384
FAX 0858-35-5376
E-mail ysangyo@yurihama.jp
(農業委員会) TEL 0858-35-5389
FAX 0858-35-5376
(みらい創造室) TEL 0858-35-5313
FAX 0858-35-3697

湯梨浜町で農業をしよう！

東郷湖を望む梨畑



章姫(イチゴ)

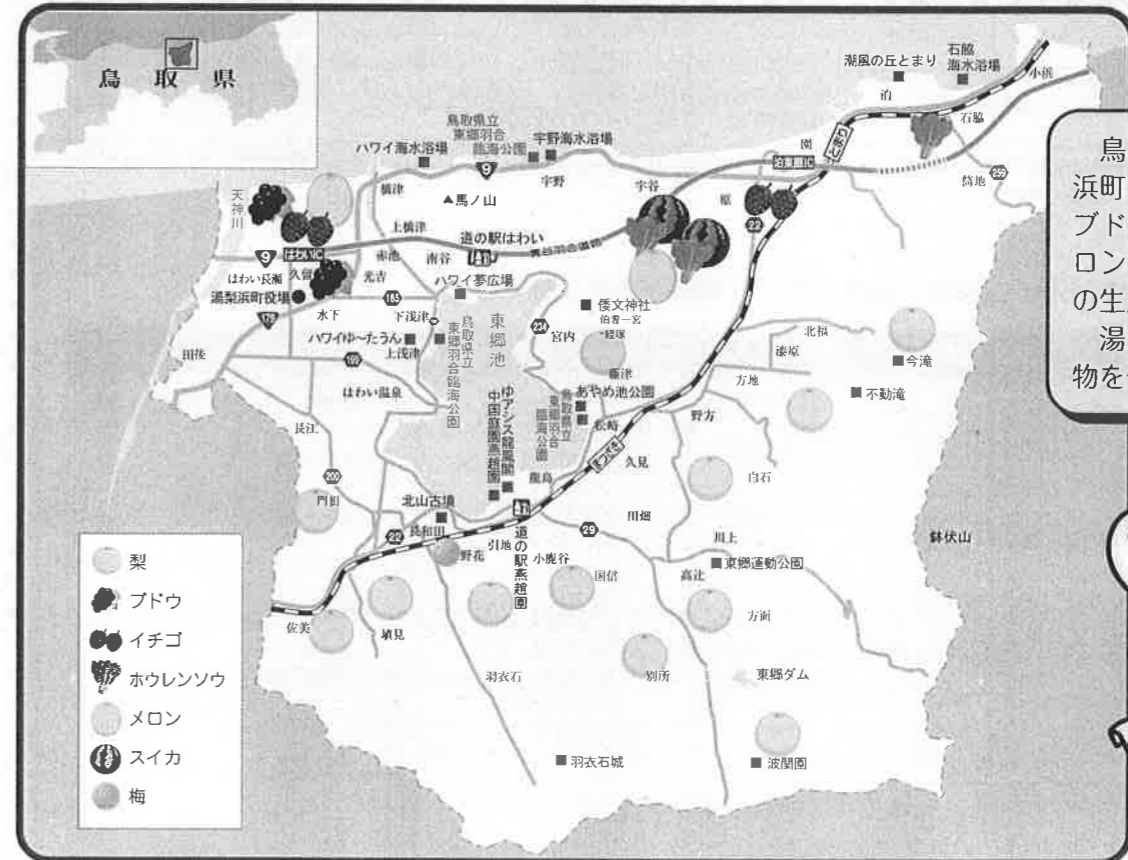
三十世紀梨

ピオーネ(ブドウ)

クレオパトラ(メロン)

スイカ

野花豊後(梅)



鳥取県の中央に位置する湯梨浜町では、稲作を中心に果樹(梨、ブドウ)、園芸作物(イチゴ、メロン、スイカ、ハウレンソウ等)の生産に力を入れています。
湯梨浜町で全国に誇れる特産物を作りませんか。



1 就農までの流れ・支援

農業を始めるためには、情報を集め、しっかり準備することが大切です。



① 就農相談
● 役場窓口
● 就農相談会等

① まずは役場窓口や就農相談会等で相談しましょう。

地域の様子・特産物、就農に向けた支援体制、新規就農の状況等について情報を収集し、自分の目指す農業を考える参考にしましょう。

② 体験研修
● 就農体験
● 農家等視察

② 農業・農村を体験し、将来をイメージしましょう。

体験研修	内 容
①就農体験研修	栽培、畜産の農作業体験。
②農業視察研修	農家、農業生産法人の視察。(日帰り、1泊2日)
③農家視察訪問研修	先進農家等の視察訪問、農作業体験、個別相談等。

※①は鳥取県立農業大学校、②③は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が実施します。

③ 実践研修
● 技術等の習得
● 就農計画作成
● 就農準備

③ 農業に必要な技能・知識・ノウハウを身に付け、就農準備をしましょう。

実践研修	内 容
①アグリチャレンジ研修	鳥取県立農業大学校において、公共職業訓練として、農業の基礎知識、実践に活かせる基本技能を習得。
②先進農家実践研修	自営就農をめざす者が、1年間指導農家のもとで実践農業技術、経営ノウハウを習得。(農業の基礎知識・基本技術を習得している者を対象)
③スキルアップ研修	主として農業後継者が、就農品目について、一連の管理作業を自力で行う「模擬経営」を体験。
④鳥取へJU!アグリスタート研修事業	集合研修により、経営者としての心構え、農村での暮らし、農業の基礎等必須事項を習得し、実務研修により、研修指導農家での実践農業技術、経営ノウハウを習得。

※①は鳥取県産業人材育成センター、②③は鳥取県立農業大学校、④は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が実施します。

④ 就 農
● 自営就農
● 法人へ就職

④ いよいよ就農。就農に向けて補助事業が活用できます。

就農支援事業	支 援 内 容
青年就農給付金(経営開始型)【国】	将来の担い手として「人・農地プラン」に位置づけられた新規就農者に対し、就農直後の所得確保を支援。 〔交付額〕年間最大150万円(最大5年間)
就農応援交付金【県】	就農初期に係る運転資金、基盤整備費等に活用できる交付金を交付。 (青年就農給付金受給者は除く) 〔交付額〕1年目10万円/月、2年目6.5万円/月、3年目4万円/月
就農条件整備事業【県】	認定新規就農者自ら就農時及び就農から5年以内に必要の機械・施設を整備する場合等に助成。 (補助率) 1/2(5年間の事業費上限1,200万円)
就農・くらしアドバイザー設置事業【県】	1ターナー者等の新規就農者への、農業経営、農村生活に対する身近な相談役として就農・くらしアドバイザーを設置。

※事業の詳細については、湯梨浜町産業振興課へお問い合わせください。

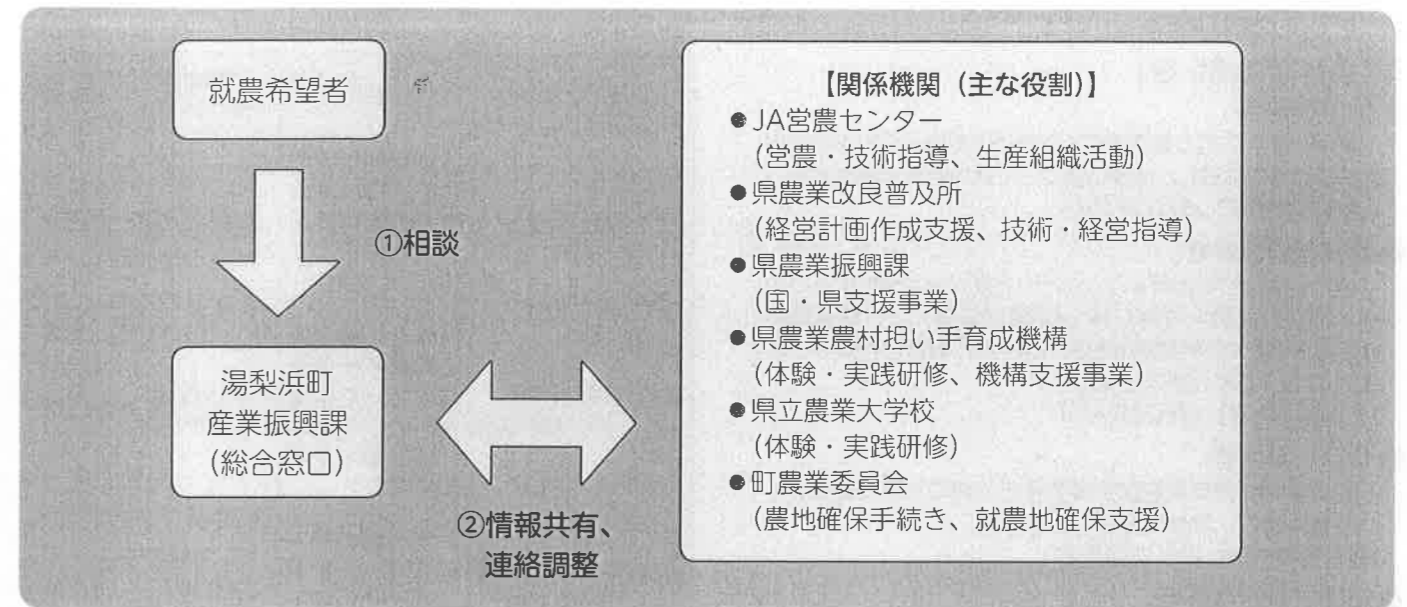
⑤ 経営安定

2 就農に向けた支援体制

①就農を希望される方は、湯梨浜町産業振興課へご相談ください。

※より具体的な話を聞きたい場合、町が関係機関と調整し、打合せの機会を設けます。

②就農に向けた体験研修、実践研修、就農準備は関係機関が協力・連携して進めます。



3 就農後の支援事業

就農時、就農後の経営の拡大・発展に活用できる事業の一部を紹介します。

種 類	内 容
担い手確保・経営強化支援事業【国】	地域の中心経営体や農地中間管理機構から賃借権の認定等を受けた者が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。
がんばる農家プラン事業【県】	農業者等が作成した規模拡大、低コスト化等に係るプラン達成のために行う取組経費の一部を助成。
とっとり農(あぐり)ビジネス研修【県】	意欲的な農業者等の経営革新、発展、経営力の向上や新分野へのチャレンジなどを研修会を通じて支援。
鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業【県】	JA、生産組織、認定農業者等が鳥取県内で育成された梨新品種や産地計画の振興品種の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。

【就農支援関係機関問合せ先】

- 鳥取県立農業大学校
〒682-0402 倉吉市関金町大鳥居1238 [TEL] 0858-45-2411 [FAX] 0858-45-2412
- (公財)鳥取県農業農村担い手育成機構(鳥取本部)
〒680-0011 鳥取市東町1丁目271(鳥取県庁第二庁舎) [TEL] 0857-26-8349 [FAX] 0857-29-4867
- 鳥取県産業人材育成センター倉吉校
〒682-0018 倉吉市福庭町2丁目1番地 [TEL] 0858-26-2247 [FAX] 0858-26-2248

支援事業の内容は変更になることがありますので、湯梨浜町産業振興課へお問い合わせください。

泊地域小さな拠点推進事業スケジュール(案)

H29

2016/11/21

実施項目／月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
検討協議会議	9/20第1回	10/19第2回	11/21第3回 ・戦略の絞り込み ・拠点再把握	第4回 ・戦略の具体案 ・自立していく仕 組づくり ・拠点の方向性	各区初寄合	・自立した仕組づくり検討 ・各区意見を反映	・計画策定検討 ・中間とりまとめ	・住民意見を反映、検討	
課題抽出	←→								
先進地視察					←→				
対策検討		←→							
具体的な内容、計画の検討、策定			←						
							泊地域住民懇談会 ・素案説明 ・意見開取り		

泊区における店舗、事業所等の状況

